

国民年金保険料に関するお知らせ

免除申請をお忘れなく！

収入の減少や失業、天災などにより国民年金保険料を納めることが経済的に難しい場合は、未納のままにせず、保険料免除制度・納付猶予制度をご利用ください。

また、東京電力福島県第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に平成23年3月11日時点で住所を有していた方は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料の免除および学生納付特例を審査する時、所得の審査をしないこととなります。

保険料を未納のままにしておくと、障害や死亡といった事態が発生した場合に障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない、老齢基礎年金を将来的に受けられない場合があります。

保険料の免除や納付猶予が承認された期間は年金の受給資格期間に算入されます。ただし、年金額を計算する際、免除期間は保険料を納付したときに比べて2分の1となります。また、納付猶予になった期間は年金額には反映されません。

申請ができる期間は過去期間が2年1カ月前、将来期間が翌年6月分までです。

※学生の方は、学生でいる期間はこの制度を利用できません。「学生納付特例制度」を利用してください。

年金額を増やしたいとき

保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額になります。そのような場合、追納制度を利用することで老齢基礎年金の年金額を増やすことができ、また社会保険料控除により所得税・住民税が軽減されます。

追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。納付は原則古い期間からになり、保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされますので、お早目の追納をお勧めします。

問 平年金事務所 ☎0246-23-5611
健康福祉課 保険年金係 ☎0240-27-2113

「町長への手紙」平成30年度上半期実績報告

平成29年度から町長への手紙事業を開始しています。この事業は平成27年度まで開催していた町長との懇談会に代わる事業で、役場までご足労いただくなくとも町民の声をじかに町長に届けるための事業です。

広報ひろのに隔月で町長への手紙の様式を織り込んでおり、平成30年10月1日時点で述べ13通のお手紙を頂戴しています。うち、回答を必要とする9件のうち、9件について既に回答書をお送りしています。

内容としては、飼い犬のマナーに対するご要望、敬老会のご要望、医療環境に関するご要望、駅前道

路の安全対策に関するご要望などを承りました。なお、お手紙の内容によっては、各担当課で確認し、可能なものを調整、実施いたしておりますが、やむを得ずお時間をいただく場合もございます。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

- 参 考 -	
町長への手紙受付件数	: 13件
要回答	: 9件
回答済み	: 9件
現場確認、調整中	: 0件

平成31年広野町成人式のお知らせ

平成31年広野町成人式を次のとおり開催いたします。

●開催日時
平成31年1月13日（日）午前10時開始
（午前9時30分受付開始）

●開催場所
広野町中央体育館

●該当者
平成10年4月2日～平成11年4月1日までの間に生まれた広野町に住所がある方（平成25年度広野中学校卒業生、平成24年度広野中学校第2学年在学学生、平成22年度広野小学校第6学年在学学生であれば在住しなくても参加できます。）

問 生涯学習課（公民館内）☎0240-27-3244

県営広野地区ほ場整備事業の実施について

福島県相双農林事務所は、このほど県営広野地区農山村地域復興基盤総合整備事業に着手し、広野町内7地区でほ場整備事業を実施することになりました。

作物の生産性を向上させるためには、効率よく農

作業ができる農地、簡単に管理ができる水路、農作物の運搬がスムーズにできる農道が必要です。

ほ場整備事業とは、小さな面積で散らばった農地を集め、形を整えて水路や農道を計画的に効率よく配置して、生産性の高い農地に作り変える事業です。

各工区の工事期間

工種	工区名	事業量	工事期間
ほ場整備	鶴ヶ崎	7.6 ha	平成30年12月～平成31年度
	門沢	6.9 ha	平成32年度以降（見込み）
	代	3.4 ha	平成32年度以降（見込み）
	小滝平	2.8 ha	平成31年度～
	南山	3.3 ha	平成32年度以降（見込み）
	北沢	1.8 ha	平成32年度以降（見込み）
備	亀ヶ崎（県道以北）	39.4 ha	平成30年12月～平成31年度
	〃（町道以北）		平成31年度～
	〃（それ以外）		平成32年度以降（見込み）
全	体	65.2 ha	

問 福島県相双農林事務所 農村整備部 ☎0244-26-1157
広野町役場 産業振興課 農林振興係 ☎0240-27-4163

違反転用にご注意ください！

農地に住宅を建てたり、駐車場や資材置場等農地以外のものとして利用する場合は、農地の転用許可が必要です。

違反状態を放置したままですと新たな転用手続きが円滑に進まない場合があります。また、許可を受

けないで転用したり、許可の内容と異なる目的に転用した場合には、工事の中止などを命じられたり、罰せられることもありますのでご注意ください。

問 農業委員会事務局 ☎0240-27-4163